

平成19年4月実施の国の年金制度改正と当基金の対応

全国測量業厚生年金基金

平成19年4月から離婚時分割等に関する法改正が施行されました。主な改正事項と当基金の対応についてお知らせいたします。

(1) 離婚等の場合の厚生年金分割制度の導入

①制度導入の趣旨

中高年の熟年離婚が増加傾向にあり、現役世代の男女雇用格差や専業主婦期間等の関係から離婚後の年金等に所得格差が生じ、平均的には女性の高齢期の所得水準が低くなる傾向がありました。これを是正するため、離婚時に年金額の多い配偶者から少ない配偶者に厚生年金を分割して支給する方法が導入されました。

②制度の概要

平成19年4月1日以降に成立した離婚等の場合、裁判所の決定に従い最高50%まで婚姻期間中の厚生年金を分割できる制度です。

③当基金の対応

●分割によって年金額が減額される当基金の加入員や年金受給者の場合(第1号改定者)
国の代行部分(基本年金からプラスアルファを除いた部分)の計算の基礎となった基金の加入期間のうち、婚姻関係期間中にかかる標準報酬額を分割し、基本年金が改定(減額)されません。
なお、減額された年金は国から第2号改定者に支給されます。

●分割によって年金額が増額される当基金の加入員や年金受給者の場合(第2号改定者)
基金の年金額に変更はありません。増額される年金は国から支給されます。

※分割対象となる年金は、婚姻関係期間中の国の代行部分に限定されます。
※基金が独自に支給する基本プラスアルファと加算部分は、分割の対象となりません。
※対象となる離婚等は①離婚②婚姻の取消し③事実婚の解消です。

(2) 65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入

①制度導入の趣旨

高齢雇用安定法の施行等により、65歳以上の高齢者の就労が拡大することが見込まれます。就労中は老齢厚生年金を受給せず退職後に受給することを望む人が増えることも考えられ、本人が受給開始年齢を選択できる制度が導入されました。

②制度の概要

65歳からの老齢基礎年金・老齢厚生年金を65歳からは受け取らず、66歳以降に繰下げて受給する制度です。繰下げた期間に応じて年金額が増額されます。対象となる方は、平成19年4月1日以後に65歳からの老齢厚生年金の受給資格を得た方であって、受給資格を得た日から1年以内に老齢厚生年金の請求をしていない方です。老齢基礎年金と老齢厚生年金の両方または一方について支給の繰下げを選択することができます。繰下げできる期間は、最長で70歳までの5年間です。

③当基金の対応

老齢厚生年金の支給の繰下げを選択した場合は、基金の基本年金も繰下げの扱いとなります。老齢厚生年金の支給の繰下げを希望した方は、必ず基金へ繰下げの申出を行っていただきます。老齢基礎年金のみ支給の繰下げを選択した場合は、基金の基本年金の支給の繰下げは行えません。また、老齢厚生年金のみ或いは基金の基本年金のみの支給の繰下げはできません。

手続き方法については、基金ホームページの「事務手続きについて」をご覧ください。

※加算部分の給付は、繰下げ支給の対象となりません。
※在職老齢年金制度により支給停止されている年金額は繰下げ増額の対象となりません。

(3) 70歳以上の被用者に係る在職老齢厚生年金制度の導入

①制度導入の趣旨

国では、高齢世代の公平性の観点から70歳以上の就労者のうち、一定以上収入のある方の年金についても支給停止の対象とする制度が導入されました。ただし、保険料の負担はありません。

②制度の概要

現行の65歳以上の在職老齢厚生年金制度の仕組みを70歳以上の被用者にも適用する制度です。

③当基金の対応

本制度の適用は基金の任意となっています。当基金では基金加入のメリットとして70歳以上の在職老齢厚生年金制度は適用しないことにしました。

(4) 受給者の申出による支給停止制度

①制度導入の趣旨

これまで、本人の意思により年金請求を行わず受給を辞退していた受給権者が年金の必要性が生じた時点で年金請求を行うと、時効消滅していない過去5年間分の年金が支給されることになり年金辞退という受給権者の意思が貫徹されない結果となるため、受給権者の申出により年金の支給停止(辞退)を行う制度が導入されました。

②制度の概要

受給者が年金を受け取らない旨の申出を行うと、その翌月分から年金の支給が停止されます。老齢基礎年金、老齢厚生年金それぞれについて申出を行うことができます。また、いつでも将来に向かって年金の受給を再開することができます。再開する旨の申出を行うと、その翌月分から年金が支給されます。ただし、支給停止期間中の年金は支給されません。

③当基金の対応

本制度の適用は基金の任意となっています。当基金ではこの申出による支給停止制度は適用しないことにしました。